

埼玉県市町村総合事務組合公報  
第2号

発 行  
さいたま市浦和区仲町  
3-5-1  
埼玉県市町村総合事務組合

◇ 目 次 ◇

条 例

- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例…………… 1 頁

告 示

- 令和8年度埼玉県市町村総合事務組合一般会計予算…………… 7 頁

- 令和8年度埼玉県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算…………… 11 頁



職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 1 月 29 日

埼玉県市町村総合事務組合

管理者 吉田信解

### 組合条例第 1 号

#### 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和 37 年組合条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 7 項中「4 号給」の次に「（職務の級が 7 級である職員にあっては、3 号給）」を加え、同条第 8 項第 1 号中「55 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日を超えて在職する職員」を「55 歳を超える職員」に改める。

第 8 条第 5 項中「その他の扶養手当」を「その他扶養手当」に改める。

第 18 条第 2 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 105」を「100 分の 107.5」に改め、同条第 3 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 70」を「100 分の 72.5」に、「100 分の 105」を「100 分の 107.5」に、「100 分の 60」を「100 分の 62.5」に改める。

第 19 条第 2 項第 1 号中「100 分の 105」を「100 分の 107.5」に、「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に改め、同項第 2 号中「100 分の 50」を「100 分の 52.5」に、「100 分の 60」を「100 分の 62.5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

#### 別表第 1 （第 3 条関係）

給 料 表

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500

	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	

	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100		
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400		
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700		
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900		
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200		
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400		
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700		
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900		
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200		
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500		
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800		
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000		
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300		
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600		
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800		
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000		
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300		
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600		
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800		
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000		
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300		
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600		
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800		
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000		
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300		
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600		
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800		
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000		
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300			
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600			
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800			
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000			

	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300			
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600			
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800			
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000			
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300			
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600			
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800			
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000			
	86	266,200	305,800	355,700					
	87	266,500	306,100	356,100					
	88	266,800	306,400	356,500					
	89	267,100	306,700	356,700					
	90	267,400	307,000	357,100					
	91	267,700	307,300	357,500					
	92	268,000	307,600	357,900					
	93	268,300	307,800	358,100					
	94		308,000	358,400					
	95		308,300	358,800					
	96		308,700	359,100					
	97		308,900	359,400					
	98		309,200	359,800					
	99		309,500	360,200					
	100		309,900	360,600					
	101		310,100	361,100					
	102		310,400	361,500					
	103		310,700	361,900					
	104		311,000	362,300					
	105		311,200	362,800					
	106		311,500	363,200					
	107		311,800	363,500					
	108		312,100	363,800					
	109		312,300	364,200					
	110		312,600						
	111		313,000						
	112		313,300						

	113		313,500						
	114		313,700						
	115		314,000						
	116		314,400						
	117		314,600						
	118		314,800						
	119		315,100						
	120		315,400						
	121		315,700						
	122		315,900						
	123		316,200						
	124		316,500						
	125		316,800						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号中「第4項」を「第5項」に改め、同項第2号イ中「加算した額」の次に「(自動車等の使用距離が片道100キロメートルを超える場合は、当該自動車等の使用距離が100キロメートルであるものとして計算した額)」を加え、同条第3項中「次項」を「第5項」に改め、同条中第8項を第9項とし、同条第7項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、同条第4項中「及び特別料金等相当額」を「、特別料金等相当額」に、「その合計額) の」を「その合計額) 及び前項第1号に定める額の」に、「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、通勤のため自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第8項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

第18条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の107.

5」を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

第19条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

附則第8項及び第9項を次のように改める。

#### 8及び9 削除

##### 附 則

###### (施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（次号及び附則第4項において「改正後の給与条例」という。）別表第1の規定 令和7年4月1日

(2) 改正後の給与条例第18条第2項及び第3項並びに第19条第2項の規定 令和7年12月1日

###### (改定日前の異動者の号給の調整)

3 令和7年4月1日（以下この項において「改定日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の改定日における号給については、その者が改定日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

###### (給与の内払)

4 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

###### (規則への委任)

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

組合告示第 2 号

令和 8 年 1 月 29 日開会の組合議会の議決を経た令和 8 年度埼玉県市町村総合事務組合一般会計予算は、次のとおりである。

令和 8 年 1 月 29 日

埼玉県市町村総合事務組合

管理者 吉田信解

令和8年度埼玉県市町村総合事務組合の一般会計予算是、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,593,862千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

## 第1表

## 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

		項		金	額
	款	担	金		
1 負	金			18,453,469	
2 消防基金	支出金	1 市町村等負担金		18,453,469	
3 財産	収入	1 消防基金支出行		20,800	
4 繰入	金	1 財産運用収入		20,800	
5 繰越	金	1 特別会計繰入金		450,450	
6 諸収入		2 基本金繰入金		450,450	
		1 繰越金		5,630,981	
		1 預金利息子		10,000	
		2 返還金		5,620,981	
		3 雜入		1	
		歳入合計		24,593,862	

歳 出 款		項	金額	(単位 千円)
1 議 会 費				1,070
2 総 務 費	1 議 会 費			1,070
	1 総 務 管 理 費			117,916
	2 監 察 委 員 費			117,568
3 給 付 費				348
	1 退 職 手 当 費			23,976,625
	2 災 害 補 償 費			23,954,780
4 消 防 基 金 掛 金				21,845
	1 消 防 基 金 掛 金			38,300
5 積 立 金				38,300
	1 積 立 金			450,450
6 諸 支 出 金				450,450
	1 還 付 金			1
7 予 備 費				1
	1 予 備 費			9,500
		合 計		9,500
				24,593,862
歳 出				

組合告示第 3 号

令和 8 年 1 月 29 日開会の組合議会の議決を経た令和 8 年度埼玉県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算は、次のとおりである。

令和 8 年 1 月 29 日

埼玉県市町村総合事務組合

管理者 吉田信解

## 令和8年度埼玉県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算

令和8年度埼玉県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算是、次に定めるとところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ137,552千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができます、次のとおりとする。

款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

## 第1表

## 歳入歳出予算

歳入		歳出		(単位 千円)
	款	項	額	
1 会 費			82,500	
2 財 産 収 入	1 会 費		82,500	
3 繰 入 金	1 財 産 運 用 収 入		2,700	
4 繰 越 金	1 基 金 繼 入 金		22,000	
5 諸 収 入	1 繰 越 金		30,312	
	1 預 金 利 子		40	
	2 雜 入		39	
	歳 入 合 計		1 1	
			137,552	

歳 出

			(単位 千円)
			項 金
1 総務費	務 費		
2 事業費	業 費		
3 積立金	立 金		
4 予備費	備 費		
	歳出	合計	137,552